

相続実務ノート NO.5

(2006年10月8日)

「相続放棄申述受理証明書は、
水戸黄門の印籠か」

株式会社三商

小平市花小金井南町1-14-24

TEL042-467-2155 fax042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

父親が多額の借金を残して死亡した。この場合、相続人は、自分の意志で「相続放棄」を選択できる。ただし、家庭裁判所に「申述」という手続きが必要である。申述が受理されれば、初めから相続人でなかったことになるので、借金を引継がないことになる。相続人かどうかなどの形式的要件は、戸籍により証明する。実質的要件は、裁判所からの照会書により進められる。裁判所による調査あるいは審査事項のうち特に問題になるのは、①3ヶ月の熟慮期間②真意の確認③法定単純承認事由である。特に不審な点がなければ、1ヶ月ほどで「受理通知」が届く。申請すると、「相続放棄申述受理証明書」が届く。ここまできてホッとす。これを債権者に見せれば、多くの債権者は請求することをあきらめ、貸倒処理をする。その意味で「受理証明書」は、水戸黄門の印籠の役割を果たす（なお、債権者は「受理証明書」の原本または写しを要求する）。

では、「受理証明書」さえ取得すれば、絶対に債権者から請求をされないか。申述手続きの流れで分かるように、申述は相続人の一方的な手続きで進められて行く。証拠調べや債権者の意向は全く反映されていない。その意味で、受理審判は通常の裁判とは違う。そのため、受理の判断には相続放棄が有効か無効かの既判力がない。いわば、「裁判所が相続人の相続放棄の意志を公証する準裁判手続きである」と言われる。

そのため、相続債権者（亡くなった人の債権者）は、別に民事訴訟の裁判を起こして、その手続きの中で相続放棄が無効であると主張し、相続人に対して貸金の請求をすることができる。例えば、相続人が既にこっそりと相続財産の遺産分けをし、相続登記をしていることを債権者が主張・立証すれば、相続人は法定単純承認となり、放棄は無効になる。つまり、相続放棄が受理されても、債権までが消滅するわけではない。

その意味で、「受理証明書」は、完全な水戸黄門の印籠でないことになる。

「受理証明書さえ取得すれば、借金はなくなりますよ」とは、いけないことに注意が必要です。